

**佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の目的

本市では、令和5年3月に「さいきオーガニックシティエコプラン」（第2次佐伯市環境基本計画）の改訂に際し、計画の本文中に「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した環境行政を推進する」を明記したことにより、「ゼロカーボンシティ」を宣言している。

市域における2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けては、行政として率先した脱炭素の取組を推進するとともに、カーボンニュートラルの取組を一つの手段として、地域課題の解決・地方創生につなげていくことが大切である。

本実施要領は、佐伯市の地域特性を踏まえたカーボンニュートラルの実現に向けて策定する「佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務（以下、「本業務」という。）

（2）業務内容

「佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により、提案内容をもとに甲乙で作成するものとする。

（3）業務期間

契約締結の日から令和7年1月15日まで

（4）委託金額の上限

11,693,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

（5）その他

本業務は、環境省が実施する「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」を活用するものである。

3 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

（1）佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示（令和6年佐伯市告示第171号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同告示によ

る改正前の佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。以下「競争入札参加資格要綱」という。）第 6 条の有資格者名簿に登録された者であること。

- （2）地方自治法令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない事業者であること。
- （3）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- （5）本募集委託公示の日から技術提案書提出までの間に、佐伯市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- （6）佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 43 号）に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。
- （7）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく、次のいずれかで登録されている技術士、その他国家資格の資格保有者を有しており、それらの者を本業務における配置予定技術者として選任できること。
 - 1) 環境部門
 - 2) 建設部門「建設環境」
 - 3) 建設部門「都市及び地方計画」
 - 4) エネルギー管理士
- （8）過去 5 年間（令和元年度から令和 5 年度まで）に、地方公共団体において以下の業務いずれかの実績を有すること。
 - 1) 再生可能エネルギー導入計画策定業務
 - 2) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務
 - 3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

4 業務仕様

別紙仕様書のとおり。なお、具体的な手法（追加検討項目を含む。）については、技術提案書の特定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成する。

5 参加受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

（1）提出期限

令和 6 年 7 月 12 日（金） 17 時まで

（2）提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ① 下記「14 問合せ先」に記載の場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものを有効とし、配達確認ができる方法にて送付すること。
- ② 事務局の E-mail アドレス（「14 問合せ先」参照）へ電子メールにて提出すること。

（3）提出書類及び提出部数

次の各書類について、1部提出すること。

1) 参加表明書（様式1）

2) 会社概要書（様式2）

3) 会社実績表（様式3）

過去に受託した業務の実績のうち、「3. 参加資格（8）」に記載の実績等について記載すること。また、契約内容の確認のために、契約書（写し）又はテクリスを添付すること。

4) 業務実施体制表（様式4）

技術者の配置、業務の分担をそれぞれ記載すること。

5) 配置担当職員調書（様式5）

管理技術者、照査技術者、ならびに担当技術者の過去に従事した業務実績等のうち、下記の実績についてそれぞれ記載すること。

また、業務実績を確認できる書類を添付すること。

- ① 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）に該当する計画または地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する業務
- ② 九州管内における地域の活性化等に関する計画策定業務
- ③ 佐伯市内における業務

6 質疑応答

（1）提出書類

質問書（様式7）を使用した文書によるものとする。

（2）提出方法

電子メールで担当まで送付すること。電子メールの件名は「佐伯市地球温暖化対策実行計画策定業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと

（3）受付期限

令和6年7月8日（月） 17時まで（必着）

（4）回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月11日（木）17時までに、本市ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

7 技術提案書の提出

参加の申込みを行った事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

（1）提出期限

令和6年7月22日（月） 17時まで（必着）

（2）提出方法

下記「14 問合せ先」に記載の場所に持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とし、配達確認ができる方法にて送付すること。

（3）提出部数

8部（正本1部、副本7部）

（4）提出書類

- ① 技術提案書提出届（様式6）
- ② 技術提案書（A4判20頁以内 ※表紙を除く）（任意様式）

仕様書に対する取り組み方法を具体的に記載する。内容を補完する図表、写真等を使用することも可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

- ③ 見積書（任意様式）

8 契約候補者の選定方法

「佐伯市地球温暖化対策実行計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

技術提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、審査結果については、佐伯市ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対し郵送で結果を通知する。ただし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9 プrezentation及び審査の実施

（1）審査方法

提出された技術提案書等をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。プロポーザルは「佐伯市地球温暖化対策実行計画策定業務プロポーザル審査評価基準（以下「評価審査基準」という。）」に基づき審査し、審査評価基準の項目ごとの点数を合計し、総合得点により順位を決定する。

総合得点が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に総合得点が高い者から順に交渉を行う。

提案者の総合得点が同点となった場合は、以下の評価審査基準（2）の項目における合計得点が高い者を上位とし、評価審査基準（2）の項目における合計得点についても同点である場合は、評価審査基準（3）の見積価格の低い者を上位とする。

なお、総合得点の満点（600点）の6割（360点）を最低基準点とする。

参加者が4者以上の場合には、担当課において評価審査基準（1）の項目による書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を上位得点者3者以内に絞り込む。

書類審査の有無については、令和6年7月24日（水）までに電子メールで通知する。

（2）プレゼンテーション内容

技術提案書をもとにした口頭説明を20分、質疑応答を10分とする。

（3）プレゼンテーション及び委員会実施日

令和6年7月30日（火）

（4）プレゼンテーションの際の注意事項

- ① プrezentationの実施時間及び会場等の詳細は、書類審査を実施しない場合は令和

6年7月24日(水)までに、書類審査を実施する場合は令和6年7月26日(金)までに電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加申請書の受付順とする。

- ② プrezentationに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。
- ③ 提出した技術提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ④ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(5) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「佐伯市地球温暖化対策実行計画策定業務プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

10 評価基準

評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

佐伯市地球温暖化対策実行計画策定業務プロポーザル審査評価基準（満点600点）

(1) 業務遂行体制に関する評価（事務局審査）

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 (50点) |
|-----------------------------|---|-------------|
| 実施体制 | 計画策定支援に対し、豊富な知識・経験を有する担当技術者が配置されているか。 | 10 |
| | 環境行政に精通した担当者を複数名配置し、市担当者との円滑な連携・調整が可能か。 | 10 |
| 区域施策編又は再生可能エネルギー導入戦略を策定した実績 | 令和元年度～5年度に元請けとして人口1万人以上10万人以下の自治体における受注実績があるか | 15 |
| | 令和元年度～5年度に元請けとして当市と地形等が類似した自治体における受注実績があるか | 15 |
| 合 計 | | 50 |

(2) 企画提案内容に関する評価（委員評価）

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 (500点) |
|------|---|---------------|
| 提案内容 | 業務の仕様等を理解しているか | 50点 10点×5人 |
| | 本市の地域特性や課題が的確に指摘されており、課題解決に向けた手法が適正かつ具体的に示されているか。 | 75点 15点×5人 |

| | | |
|-----------|--|------------------|
| | 本市の政策動向や関連計画を踏まえた温室効果ガスの排出量の将来推計について適切な検討手法が示されているか。 | 50 点 10 点×5 人 |
| | 本市の脱炭素に向けた具体的な施策や目標設定について、具体的な調査・検討方法が示されているか。 | 75 点 15 点×5 人 |
| | 各提案に独自性があり、工夫等がされているか。 | 50 点 10 点×5 人 |
| 実施工程 | 工程において、具体的な実施フロー、実施手順が示されており、その内容が優れているか。 | 50 点 10 点×5 人 |
| プレゼンテーション | プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか | 50 点 10 点×5 人 |
| | 質疑への応答は適切であるか | 50 点 10 点×5 人 |
| | 業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか | 50 点 10 点×5 人 |
| 合 計 | | 500 点 |

(3) 見積書に関する評価（事務局審査）

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------|---|----|
| 価格評価 | 50(配点) × 全体の最低見積金額 ÷ 当該見積金額 = 点数 (小数点以下第2位を四捨五入) | 50 |
| 合 計 | | 50 |

11 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

12 実施スケジュール

| 項目 | 期日 |
|----------------|-------------------|
| 公募型プロポーザル公募開始 | 令和6年7月1日(月) |
| 本業務に関する質問の受付期限 | 令和6年7月8日(月) 17時まで |

| | |
|----------------|--------------------------|
| 本業務に関する質問の回答期限 | 令和6年7月11日(木) 17時まで |
| 参加表明書等受付期限 | 令和6年7月12日(金) 17時まで |
| 技術提案書類の提出期限 | 令和6年7月22日(月) 17時まで |
| プレゼンテーション通知 | 令和6年7月24日(水) 又は 7月26日(金) |
| プレゼンテーション実施日 | 令和6年7月30日(火) |
| 審査結果通知 | 令和6年8月1日(木) |
| 契約締結(予定) | 令和6年8月上旬予定 |

13 その他

- ① 技術提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- ② 提出期限後の技術提案書の提出及び差し替えは認めない。
- ③ 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ④ 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。
- ⑤ この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ⑥ このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- ⑦ 参加表明書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（様式8）を「14 問合せ先」まで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

14 問合せ先（事務局）

佐伯市 市民生活部 環境対策課 環境対策係（担当：染矢）
 住所：〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号
 電話：0972-22-3995 FAX：0972-22-3477
 電子メール kankyo.kikaku@city.saiki.lg.jp